

県立スケート場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第14号

県立スケート場条例の一部を改正する条例

県立スケート場条例（昭和47年岩手県条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）					
1 個人使用の場合の利用料金の上限額				1 個人使用の場合の利用料金の上限額					
区分	小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒及び学生	一般	区分	小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒及び学生	一般		
普通利用料金の上限額（1回につき）	円 <u>170</u>	円 <u>520</u>	円 <u>740</u>	普通利用料金の上限額（1回につき）	円 <u>180</u>	円 <u>530</u>	円 <u>760</u>		
回数利用料金の上限額（6回につき）	<u>900</u>	<u>2,660</u>	<u>3,730</u>	回数利用料金の上限額（6回につき）	<u>920</u>	<u>2,720</u>	<u>3,820</u>		
定期利用料金の上限額（1シーズンにつき）	競技関係者	<u>3,670</u>	<u>10,720</u>	<u>14,950</u>	定期利用料金の上限額（1シーズンにつき）	競技関係者	<u>3,760</u>	<u>10,980</u>	<u>15,310</u>
	その他の者	<u>7,330</u>	<u>21,430</u>	<u>29,900</u>	その他の者	<u>7,510</u>	<u>21,940</u>	<u>30,620</u>	
附属の設備の利用料金の上限額	靴（1回につき）	<u>140</u>	<u>450</u>	<u>610</u>	靴（1回につき）	<u>150</u>	<u>460</u>	<u>620</u>	
	ロッカー（1回につき）			円 <u>130</u>	ロッカー（1回につき）			円 <u>140</u>	
	シャワー（1回につき）			<u>130</u>	シャワー（1回につき）			<u>140</u>	
[略]				[略]					
2 貸切使用の場合の利用料金の上限額				2 貸切使用の場合の利用料金の上限額					
区分	料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合		区分	料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合			

アイスホッケーリンクの利用料金の上限額（1面につき1時間までごとに）	土曜日及び休日	円 <u>13,930</u>	円 <u>27,910</u>
	その他の日	<u>10,450</u>	<u>20,930</u>
スピードスケートリンクの利用料金の上限額（1時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>33,650</u>	<u>67,290</u>
	その他の日	<u>26,900</u>	<u>53,830</u>
附属の設備の利用料金の上限額	放送設備（1時間までごとに）	<u>750</u>	<u>1,530</u>
	得点表示盤（1式につき1時間までごとに）	<u>1,510</u>	<u>3,020</u>
	[略]		

[略]

アイスホッケーリンクの利用料金の上限額（1面につき1時間までごとに）	土曜日及び休日	円 <u>14,260</u>	円 <u>28,580</u>
	その他の日	<u>10,700</u>	<u>21,430</u>
スピードスケートリンクの利用料金の上限額（1時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>34,460</u>	<u>68,900</u>
	その他の日	<u>27,540</u>	<u>55,120</u>
附属の設備の利用料金の上限額	放送設備（1時間までごとに）	<u>770</u>	<u>1,570</u>
	得点表示盤（1式につき1時間までごとに）	<u>1,550</u>	<u>3,090</u>
	[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。